あなたとの「ご縁」を最期まで大切に ^{えんまん} 円満なエンディングをサポート





ひらかた縁ディングサポート事業とは

ひらかた縁ディングサポート事業は、身寄りのない高齢者の
かた す な ちいき さいご あんしん せいかつ
方が、住み慣れた地域で最期まで安心して生活ができるよう、
みまも あんびかくにん またくきん あず
見守りや安否確認サービスをはじめ、預託金をお預かりした
うえ にゅうたいいんじ しはら だいこう な あと そうぎ
上で、入退院時の支払い代行やお亡くなりになった後の葬儀、
のうこつ かざいしょがん ぎょうせいかんちょう とど でとう おこな じぎょう
納骨、家財処分、行政官庁への届け出等を行う事業です。





Service **01**

ta じょうほう とうろく
「もしも」に備え、情報を登録!
しゅう かつ じょう ほう とう ろく
終活情報登録
サービス

Service **02**

たいき てき れんらく みまも **定期的にご連絡し、見守りをします!** み まも あん ぴ かく にん

見守り・安否確認サービス

Service 03

入院時や退院時もお手伝い! 入院時や退院時もお手伝い! にゅうたいいん じ とう し えん 入退院時等支援 サービス Service **04**



この事業を利用できる方

かき じょうけん み かた ほんじぎょう たいしょう 下記の条件をすべて満たす方が本事業の対象となります。

ひらかた し ない しきょじゅう かた 枚方市内に居住している方
□ 6 5 歳以上の単身世帯で、支援可能な親族がいない方
どうきょにん こ まごとう にんちしょう しょうがい じじょう ばあい ようそうだん (同居人や子・孫等に認知症や障害などの事情がある場合は要相談)
□ 契約内容を十分に理解し、利用を希望される方
□ 市民税非課税世帯、かつ預貯金の合計額が500万円以下の方
□ 自分名義の不動産を所有していない方
世いかつほ ご しゅきゅう かた かた 生活保護を受給していない方
⇒

Service

01

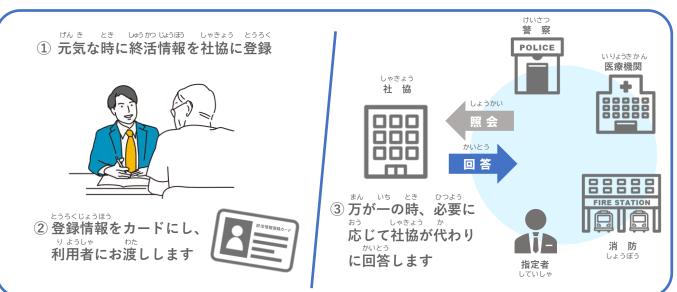
「もしも」に備え、情報を登録!

しゅう かつ じょう ほう とう ろく

終活情報登録サービス

「もしもの時」に、必要な情報を必要な人に伝えられるよう社会福祉協議会が情報を登録し、いざという時にあなたに代わりお答えするサービスです。登録したい情報は利用者自身で選択することが可能です。

また、登録した情報は、カードに記載することで、常時持ち運べるように利用者にお渡しします。



とうろく か のう こうもく 【 **登録可能項目** 】

はんせき ひっとうしゃ きんきゅうれんらくさき きん む さき し えん じ ぎょうしょとう つういんさき ふくゃくないよう とう 本籍・筆頭者 ●緊急連絡先 ●勤務先や支援事業所等 ●通院先、服薬内容、アレルギー等

●死亡届の届出人

- ●リビングウィル (※) の保管場所 ●エンディングノート保管場所 ●臓器提供の意思
 - ●リビンクワイル (※) の保官場所 ●エンティンクノート保官場所 ●臓器提供の意思
 けんたいとうろくさき ゆいごんしょ ほかんば しょ しぼうとどけ とどけでにん はか しょざいち

Service

●献体登録先

てい き てき れんらく み まも

●遺言書の保管場所

定期的にご連絡し、見守りをします!

02

見守り・安否確認サービス

しょくいん ていき てき でん p れんらく 職員が定期的に電話連絡をしたり、 したく ほうもん ご自宅に訪問をすることで、見守り まこな を行うサービスです。



●お墓の所在地

た じ ゆうとうろく

●その他自由登録

Service 03

たゆういん じ たい いん じ て つだ **入院時や退院時もお手伝い!**

入退院時等支援サービス

りょう しゃ にゅうたいいん てつづ はっせい ばあい つ そ いりょうせつめいじ どうせき にゅうたいいんじ しはら だいこう 利用者に入退院の手続きが発生した場合の付き添いや医療説明時の同席、入退院時の支払い代行 てつづ とう おこな 手続き等を行うサービスです。

かいよう サービス内容	りょうりょうきん 利用料金	が こう 備 考
にゅういんじ っ そ ① 入院時の付き添い	1回 1,000円	じぜんよゃく ひつよう ※ 事前予約が必要
② 退院時の付き添い	1回 1,000円	じぜんよやく ひつよう ※ 事前予約が必要
にゅういんじ ほんかい きんきゅうれんらくさき ③ 入院時に本会が緊急連絡先になること	1回 1,000円	かい にからいんきかんちゅう しゃきょう ※ 1回の入院期間中に社協を きんきゅうれんらくさき してい ばあい 緊急連絡先に指定した場合
(4) 医療説明時の同席	1回 1,000円	たいおう つど りょうりょうはっせい ※ 対応した都度、利用料発生
にゅうたいいんじ しはら だいこう ⑤ 入退院時の支払い代行	1回 1,000円	たいおう っと りょうりょうはっせい ※ 対応した都度、利用料発生 にゅういんのとう しはら りょうしゃ ※ 入院費等の支払いは利用者の よたくきん おこな 預託金から行う
きゅう にゅういんじ たいおう ⑥ 急な入院時の対応	2 時間未満 1,000円 えん 2 時間以上 3,000円	しょくいん いどう よう じかん ※ 職員の移動に要する時間は ふく 含まれません

(3.6) (3

りょうしゃ じょうきょう ぁ ずいじたいおう きんきゅうはんそうじ っ そ たいおう きんりのサービスは利用者の状況に合わせ、随時対応します。ただし、緊急搬送時の付き添いは対応できません。 じょうき いどうしゅだん りょうしゃ かくほ みもとほしょうにん みもとひきうけにん

※3) 上記サービスの移動手段は利用者で確保してください。またこのサービスは、身元保証人や身元引受人になるものではありません。

Service

しご じ むとう たいおう

死後事務等にも対応します!

預託金によるサービス

知いやくじ またくきん あず 契約時に預託金を預けていただく にゅうたいいんじ しはら たいこう ことで、入退院時の支払い代行や り よう しゃ な 利用者が亡くなったときの葬儀、 のうこつ ぎょうせい てつづ かざいしょぶん 納骨、行政への手続き、家財処分 とう おこな 等を行うサービスです。

ぱたくきん けいやくじ げんそく いっかつ のうにゅう ※預託金は契約時に原則、一括で納入

いただきます。

にゅうたいいんじ し はら ょう 入退院時の支払い用 ょ たくきん 預託金 20 赤 流

 そうぎ
 のうこつ とう ょ たくきん

 葬儀、納骨等預託金

30克克

ちんたいじゅうたく かざい しょぶん 賃貸住宅の家財処分 あ わた とう ょ たくきん 明け渡し等預託金

ますしゃ みっもりがく 業者の見積額

利用までの 流れ

相談・面談

たんとうしょくいん はな

まずはご相談ください。担当職員がお話しを伺います。 面談は、数回行う場合があります。



家財処分

かざいしょぶんぎょうしゃ しょくいん じたく 家財処分業者と職員が自宅へ訪問。家財処分を する場合の見積をします。



ひつようしょるい もうしこみしょ こ せきとうほん つうちょう ほか 必要書類(申込書、戸籍謄本、通帳コピー 他)を 提出いただきます。



そうだんしゃ しゃかいふくし きょうぎ かい ほんじぎょう けいやく むす 相談者と社会福祉協議会が本事業の契約を結ぶに あたり、申込み内容の審査をします。



しんさ とお ばあい (審査が通った場合)

し えん けい かく 支援計画 さくせい 作成

相談者と各種サービスに関する支援計画を検討 します。



作成 ※

ひつ ゆいごん しょ さくせい 自筆で遺言書を作成し、遺言の中で遺言執行者(※1) を定めた上で、「自筆証書遺言書保管制度 (※2)」を 利用いただきます。 申請手数料等が必要です。



ゅいごんしっこう しゃ ゆいごん ないよう じっこう ひと ぬごんしつこうしゃ とくべつ しかく ひつよう げんそく だれ %1) 遺言執行者とは遺言の内容を実行する人です。遺言執行者に特別な資格などは必要ないので、原則、誰でもなる

みせいねんしゃおよ はさんしゃ めにんいこうしゃ ことはできますが、未成年者及び破産者は遺言執行者にはなれません。

いなっしょうしょいごんしょほかんせいど じ ひっ ゆいごんしょ ほうむきょく ゆいごんしょほかんしょ あず せいと *2) 自筆証書遺言書保管制度とは、自筆の遺言書を法務局(遺言書保管所)に預ける制度です。

※3)すでに公正証書遺言を作成しており、遺言執行者も定めている場合は不要です。



約

けいやく ご よ たくきん そうだんしゃ けいやく むす 相談者と契約を結びます。契約後、預託金を お預かりします。



Q & A

1 類託金の分割納付は可能ですか?

げんそく いっかつのう ふ ねが 原則、一括納付でお願いします。 かざい しょぶん ょたく きん ただし、家財処分の預託金について しょうきょう おう ぶんかつのう ふ かのう は、状況に応じて分割納付も可能で ぶんかつかいすう ようそうだん す。(分割回数は要相談)

2 身元保証サービスとは違うのですか?

ほんじぎょう りょうき ぼうしゃ みもと ほしょうにん 本事業は利用希望者の身元保証人に ほんかい なるわけではありません。なお本会 きんきゅうれんらくさき かのう が緊急連絡先になることは可能です。

Q3 入退院時の付き添いは、介助もしてくれますか?

本サービスはヘルパーの派遣ではないため、介助はありません。また、 ほんかい <るま そうげい 本会が車で送迎するものではありません。

Q4 すでに公正証書遺言を作成している場合はどうなりますか?

Q5 すでに自筆で遺言書を作成している場合はどうなりますか?

じ ひつゆいごん なか ゆいごんしっこうしゃ さだ 自筆遺言の中で遺言執行者を定めて うえ ほうせきょく ほかん いただいた上で、法務局で保管する じひつしょうしょいごんしょ ほかんせい と 「自筆証書遺言書保管制度」をご利 よう 用いただきます。

C OTOLIS JUSINICALIS IR TOLITUM ET 19 45 19 4

はこれがん ですうりょう 3,900円分の手数料がかかります。 たいかうみんひょう ほんせきおよ ひっとうしゃ その他、住民票(本籍及び筆頭者あかおしょうかい と顔写真付身分証明(マイナンバー、運転免許証等)も必要です。

Q7 「遺言執行者」になってくれる人がいない場合は?

A 本会より「専門職団体」を紹介する
かのう
ことは可能です。

Q8 葬儀の内容を自分で決めることはできますか?

本事業では、原則、直葬 (※) にて対応 してい のうこつ ごう しさき のうこつ したのち、指定の納骨・合祀先に納骨 することになります。

※ 直葬とは「お通夜」「告別式」は行わずに、 かそう おこな もかと そうぎ 火葬を行う最もシンプルな葬儀のこと。





072-807-7322

平日 9:00~17:30 (土日・祝日及び年末年始除く)

FAX 072-845-1897

しゃかいふくし ほうじん 社会福祉法人 ひらかた し しゃかいふくし きょうぎ かい 枚方市社会福祉協議会 せいかつ し えん か 生活支援課

〒573-1191 to s me to the state of the to the state of the to the state of the to the

ラポールひらかた1階

